# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町税徴収に関する事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、町税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

木曽岬町長

# 公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	町税徴収管理に関する事務			
②事務の概要	町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・納税者から納付された町税の収納管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・町税の口座振替に関する管理を行う。 ・過誤納付のある町税の還付及び充当を行う。 ・ 期限内に納付がない納税義務者に督促状を発送する。 ・ 督促状を発送後、期間を経過し、納付のない滞納者の滞納処分を執行する。 ・ 町税の納付に関する問い合わせに対応する。 ・ 申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。 ・ 他機関に対し、滞納者の実態調査等の照会を行う。また、他機関からの照会に対する回答を行う。			
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納整理支援システム			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2)収納特定個人情報ファイル
- (3)滞納特定個人情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表24の項 2.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第8号) 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 以上の法令上の根拠より、税務事務である徴収業務において個人番号を利用する。

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	税務課			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求			
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	税務課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6102			
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した			
適用した理由				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ	] いぞれ重点項目評価		西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	<b>3</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)	[ 〇 ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		נו ז	(手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得の徹底や、うことを厳守している。また、人対策を講じており、対策は「十・人為的ミスを防止する対策をている。・特定個人情報を含む書類はことを徹底。	住基ネット照会を行うの 人手が介在する局面ごっ分である」と考えられるを盛り込んだ事務処理 は速やかにマスキングの	事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からの祭には4情報又は住所を含む3情報による照会を行とに、人為的ミスが発生するリスクに対し次のようなる。 手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有し 型理等を行うとともに、施錠できる書棚等に保管する。
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	·啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[ ]≦	È項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正が</li><li>5) 不正な提供・移転が</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策、事務に必要のない情で不正に使用されるリスクへの対策な使用等のリスクへの対策があるリスクへの対策がステムを通じて目的でステムを通じて不正い・滅失・毀損リスクへ	対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	修を実施している。各研修の 画の視聴を義務付けるなど、 自治体での漏えい等の事案道	受講確認を行い、未受 関係する全ての職員だ 通知の際等には、職員 る改善事項等の周知・	年度任用職員を含む。)等に対しては、毎年教育研講者に対しては再受講の機会の付与または研修動が研修を受講するための措置を講じている。また、他に周知及び発生防止策等を講じるよう徹底するとと改善を行っている。これらの対策を講じていることいる」と考えられる。

# 変更箇所

<u> </u>	Y .	I			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年5月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	税務課長 藤井 光利	税務課長	事後	様式変更に伴う修正。
	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	規則第14条による
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表24の項 2.番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号) 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条以上の法令上の根拠より、税務事務である徴収業務において個人番号を利用する。	事後	行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27 号。)の改正に伴う変更及び見直 し作業による。
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か	_	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	9)従業者に対する教育・啓発	事前	新様式への移行による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である 判断の根拠記載	事前	新様式への移行による
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。